二　当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
三　当該会計上の見積りの変更が当該計算期間の翌計算期間以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
（誤謬の訂正に関する注記）

**第七条の五**　誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。
一　当該誤謬の内容
二　当該計算期間の期首における元本等に対する影響額
第六十五条第一項第一号を次のように改める。
一　前期繰越利益又は前期繰越損失の額（遡及適用又は誤謬の訂正（以下「遡及適用等」という。）をした場合にあっては、遡及適用等をした後の額をいう。）
第六十五条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　前項第一号に規定する前期繰越利益又は前期繰越損失の額につき遡及適用等をした場合にあっては、遡及適用等をする前の前期繰越利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する影響額を区分表示しなければならない。
第六十六条第一項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に改める。
（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正）

**第四条**　特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第三号ロ中「計算書類をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項第六号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第九号を第十六号とし、第八号を第十五号とし、第七号の次に次の七号を加える。
八　会計方針　計算書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続をいう。
九　遡及適用　新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。
十　表示方法　計算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。
十一　会計上の見積り　計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。
十二　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類の作成に当たってした会計上の見積りを変更することをいう。
十三　誤謬　意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。
十四　誤謬の訂正　当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。
第四十五条第一項第一号を次のように改める。
一　前期繰越利益又は前期繰越損失の額（遡及適用又は誤謬の訂正（以下「遡及適用等」という。）をした場合にあっては、遡及適用等をした後の額をいう。）
第四十五条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　前項第一号に規定する前期繰越利益又は前期繰越損失の額につき遡及適用等をした場合にあっては、遡及適用等をする前の前期繰越利益又は前期繰越損失の額及びこれに対する影響額を区分表示しなければならない。
第四十六条第一項第一号を次のように改める。
一　当期首残高（遡及適用等をした場合にあっては、当期首残高及びこれに対する影響額。次項において同じ。）
第四十七条第七項中「当期首残高及び当期末残高並びにその差額」を「次に掲げるもの」に、「主要な当期変動額について、その」を「第二号に掲げるものについては、その主要なものを」に改め、同項に次の各号を加える。
一　当期首残高
二　当期変動額
三　当期末残高
第四十九条中第十一号を第十七号とし、第八号から第十号までを六号ずつ繰り下げ、第七号の三を第十三号とし、第七号の二を第十二号とし、第三号から第七号までを四号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の四号を加える。
三　会計方針の変更に関する注記
四　表示方法の変更に関する注記
五　会計上の見積りの変更に関する注記
六　誤謬の訂正に関する注記
第五十二条を次のように改める。
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

**第五十二条**　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
一　資産の評価基準及び評価方法
二　固定資産の減価償却の方法
三　引当金の計上基準
四　収益及び費用の計上基準
五　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
第五十二条の次に次の四条を加える。
（会計方針の変更に関する注記）

**第五十二条の二**　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社（法第二十一条第二項第二号に規定する会計監査人設置会社をいう。以下同じ。）でない特定目的会社にあっては、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。
一　当該会計方針の変更の内容
二　当該会計方針の変更の理由
三　遡及適用をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
四　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
イ　計算書類の主な項目に対する影響額
ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
（表示方法の変更に関する注記）

**第五十二条の三**　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
一　当該表示方法の変更の内容
二　当該表示方法の変更の理由